

令和 4 年 月 日

旭川市長 今 津 寛 介 様

旭川市雪対策審議会

会長 大 野 剛 志

雪対策を推進する条例について（答申）

令和 4 年 3 月 3 0 日付け旭雪対第 1 2 3 号で諮問のありました雪対策を推進する条例について、条例制定の是非及び盛り込むべき内容に関し審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

貴職におかれましては、この答申を踏まえ、より一層の雪対策の推進に努められたい。

雪対策を推進する条例について

答 申 書

令和4年12月 日

旭川市雪対策審議会

1 雪対策を推進する条例の審議について

当審議会は、雪対策の推進に関する基本的な計画その他重要な事項について調査審議するため令和2年12月に設置され、「旭川市雪対策基本計画」の改定に当たって、持続可能な除排雪体制の確保に向けた課題の抽出や見直しの方向性等について審議を行い、本年1月に取りまとめたところです。

本年3月に諮問を受けました、雪対策を推進するための条例制定の是非及び条例に盛り込むべき内容の審議については、11月28日開催の審議会での取りまとめに至るまで5回の審議を行い、条例の必要性及び、関係法令の処分や罰則の規定と条例における行政指導や処分等の在り方など様々な論点について、慎重に議論を重ね、次のとおり結論を得ました。

(1) 条例制定の是非について

雪処理のルールへの遵守やマナーの向上、市や市民、事業者が協働して雪対策に取り組むことなど、市民意識を高めることを目的に条例を制定すべきである。

(2) 条例に盛り込むべき内容について

市や市民、事業者の役割、道路への雪出しや冬期における路上駐車等の遵守すべき事項、雪出し行為への行政指導などを盛り込むこととし、「(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案」として取りまとめた。

2 「(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案」

別紙のとおり

(仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案

1 目的

道路の除排雪をはじめとする雪対策は、快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で非常に重要であることから、雪対策の推進に当たり基本的な事項を定めるとともに、市、市民、事業者各々の役割を明らかにし、雪処理のルールやマナーへの市民意識を高め、雪対策に協働して取り組むことにより、誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

2 定義

- (1) 市民
市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者
市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 除排雪事業者
事業者のうち道路の除排雪を行う者をいう。
- (4) 地域活動団体
旭川市まちづくり基本条例（平成 26 年旭川市条例第 3 号）第 14 条に規定する地域活動団体をいう。
- (5) 地域除雪活動
地域活動団体が行う、生活道路などの雪処理やパトロール、地域の雪押し場の確保などの取組をいう。

3 市の役割

- (1) 雪対策に関する基本理念、基本方針、重点目標を定めた基本的な計画を策定し、総合的・計画的な施策を実施する。
- (2) 基本的な計画に基づく施策の実施に当たっては、市民や事業者にその周知を図り、協力が得られるよう努める。
- (3) 市民協働による地域除雪活動への適切な支援に努める。
- (4) 雪処理のルールの浸透やマナーの向上を図るため、情報発信その他啓発活動を推進する。

4 市民の役割

- (1) 自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。
- (2) 地域の雪処理の課題に対し、地域活動団体を通じ、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。
- (3) 市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。

5 事業者の役割

- (1) 自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。
- (2) 地域の雪処理の課題に対し、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。
- (3) 市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。
- (4) 除排雪事業者は、市、国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに、除排雪技術の向上に努める。
- (5) 除排雪事業者は、道路交通法等関係法令に則り、安全で適正な除排雪に努める。

6 遵守事項

- (1) 市民及び事業者は、みだりに自らが所有し、又は使用する敷地内の雪を道路に出してはならない。
また、河川や水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼしてはならない。
- (2) 市民及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。
- (3) 市民及び事業者は、敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により、敷地内の除雪や建築物からの落雪等で近隣住民に迷惑をかけ、又は道路交通、歩行者の通行若しくは河川等の流水に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

7 指導及び勧告

- (1) 「6 遵守事項」(1)の規定が守られないことにより、道路交通又は河川等の流水に支障があると認めるときは、その原因となる行為を行った者又はその雪処理に責任がある者に対し、遵守事項を守るよう、又は必要な措置を講ずるよう指導することができる。
- (2) 上記の指導を受けた者が正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

8 関係機関との連携

市は、この条例の目的を達するため必要と認めるときは、国及び北海道など関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。

9 財政上の措置

市は、雪対策の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。